

市高でともに働く会計年度任用職員のみなさまへ

2020年4月より、地方公務員法・地方自治法の改正により会計年度任用職員制度が始まります。改正の趣旨は「全国的にバラバラな非常勤公務員の任用を統一化すること」及び「処遇改善を行うこと」です。京都市立高等学校教職員組合（市高教組）は、市教組（幼・小・中・総合支援学校の教職員の組合）とともに市教協として、市教委との交渉で法改正の趣旨を尊重することを市教委と確認してきました。

そして、次のことが確認されました。

- 全国的に、期末手当の支給と引き換えに月例給を引き下げた自治体が多くある中、すべての職種で月例給や時間単価を引き上げ。
- 非常勤講師（時間講師・定数活用非常勤講師・定額講師など）、臨時事務員、非常勤事務職員、嘱託実習助手、保健職員を《会計年度任用職員A》とし、部活動指導員、校務支援員（臨時事務員180日、120日からの移行者を含む）、まなび支援員、夜間警備員、警備用務員などを《会計年度任用職員B》とする。また、図書司書、スクールカウンセラー、SSWなども会計年度任用職員として任用。
- 会計年度任用職員Aに期末手当を支給。また、期末手当、通勤手当のほかに、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当が支給できるものとなった。
- 休暇制度については、今まで認められなかったボランティア活動休暇、出産補助休暇、育児参加休務が有給で認められ、無給の休暇だった出産休暇、生理休暇、結婚休暇、短期介護休務、骨髄等提供者休務が有給となり、育児休業が無休の休暇として拡充。また、年次有給休暇については従来の日数を確保したうえで、要件を満たす場合、すべての職種で繰り越しが可能。

【組合のこれからの取り組み】

組合では、これまでも臨時的任用教職員の勤務条件の改善に力を尽くしてきました。会計年度任用職員制度の導入は、不十分な点や課題はありますが、全体としては臨時的任用教職員の処遇改善にむけて一歩踏み出した内容となっています。

今回の会計年度任用職員制度の課題は、会計年度任用職員をAとBに分類し、Bについては、期末手当の支給もなく、年休と服喪休暇以外はすべて無給の休暇となっていること等があげられます。今後、市教協として、ABの格差の是正（すべての会計年度任用職員をA並みの処遇にすること）を求めます。また、期末手当の支給月数については、今まで支給されていなかったことを理由に、

2.6月まで支給できるところを1.3月に抑えられている職種について、早急に2.6月分支給することを求めます。さらに、昇給や前歴換算の制度の導入を求めます。

ぜひ、組合に加入して、みなさんのご意見や思いを取り組みに反映させてください。

組合費は給与の1%です。

ぜひ市高教組にご加入ください

職場で困ったことがあれば、どんなことでも相談してください。

京都市立高等学校教職員組合

TEL: 075-771-1328

HP: <http://www8.plala.or.jp/kyotoshiko/>

-----切り取り-----

組合加入届

ふりがな

(職場名)

分会

氏名

性別 ()

生年月日 / 年 月 日 (歳)

私は 年 月より、京都市立高等学校教職員組合に加入します。

2020年 月 日 氏名

印